

「もしも」のPL事故に 備えましょう。

PL事故は、過失の有無にかかわらず
損害賠償責任を負うこととなります

製品の欠陥により被害を被った被害者が製品の製造業者等に対して損害賠償請求する場合、以前は民法に基づいて、製造業者等に故意または過失があったことを証明しなければなりません（過失責任主義）。しかし、PL法（製造物責任法）が施行され、被害者が①損害の発生、②当該製品の欠陥の存在、③欠陥と損害との因果関係の3点を立証すれば、製造業者等は過失の有無にかかわらず、損害賠償責任を負わなければならないとなりました（欠陥責任主義または無過失責任主義）。

中小企業のPL事故例とその傾向の分析

中小企業の場合、完成品メーカーよりもむしろ原材料メーカーや請負業の事故

が目立っています。

賠償額100万円を超えるような比較的損害額が大きな事故は、完成品メーカーがエンドユーザーに与えた事故よりも、原材料メーカーが納品した生産物の欠陥により完成品メーカーに与えた損害の事例が数多く見られます。

また、請負業における事故では、給排水設備工事、自動車整備業、各種設置取り付け業の事故が目立っています。

その他、食品加工、販売業等における食中毒事故、異物混入による消費者の傷害事故など様々な事故事例があげられます。実際に発生した事故を見ると、総じて消費者側からは思いもつけないような事故が発生しており、PL事故の幅の広さが感じられます。

PL事故に備えて

もしもPL事故が発生した場合、その賠償は大きなダメージとなります。

そこで、商工会議所では中小企業PL保険制度を設けています。中小企業のための専用商品設計による割安な保険料となっておりますので、是非当所までお問い合わせください。

本制度は、製造または販売した製品や、行った仕事の結果が原因で、他人の生命や身体を害するような人身事故や、他人の財物を壊したりするような物損事故が日本国内で発生した場合（加入期間中に損害賠償請求が提起された場合）に、法律上の損害賠償金や争訟費用等の損害を被った場合に保険金をお支払いする制度です。

さらに、改正消費生活用製品安全法に対応する「リコール費用担保特約」も用意しています。

*ご検討にあたっては、本保険制度のパンフレットをご覧ください。

主なPL（製造物責任）事故の事例

業種	支払い保険金 (万円)	事故の内容
中華料理店	1,454	飲食店で食事を取った約200名が、鶏卵に付着していたサルモネラ菌により、下痢や発熱、腹痛を訴えるなど食中毒が発生。入院患者も発生した。
調味料製造業	32	醤油に異物が混入していたため、この醤油を使用して製造した販売用の食品が不良品となった。
菓子製造業	16	せんべいの中に石が混入していたため、歯を破損した。
部品製造業	1,500	製造したフィルターに設計ミスがあったため、納入先のライン内で事故が発生。
一般土木建築工事業	4,515	地盤改良工事を行なったところ、施工不良のため、地盤沈下現象や床面に亀裂が発生。
機械器具設置工事業	2,117	定期点検・修理を請け負った化学工場で、定期修理の際交換した製品に繊維状の異物が混入。
一般土木建築工事業	2,112	施工ミスにより、建設した事務所兼店舗に漏水が発生。内装や商品に損害を与えた。
メンテナンス業	957	ディーゼル発電機のメンテナンス業務を行ったところ、新しいエアフィルターを取り付けなかったため、発電機内に異物が混入し、内部が損傷。
各種商品卸売業	880	屋根瓦の葺き替え工事を行ったところ、作業ミスにより電線が過熱し、屋根から出火。
塗装業	500	食料品製造工場で冷風送風機に塗装したところ、塗装片が剥離し製品に混入。納入先の製品が販売不能になった。